

市では、引き続き対策に取り組んでいきます。詳しくは、各担当へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。
二次元コードはこちら▶



市の集団接種会場でのワクチン接種をいったん休止

0120-201-432(毎日/午前9時~午後5時)へ。

今後のワクチン接種の予定

ワクチン接種の実施期間が9月末までとされており、国が期間延長の検討を行っているため、10月以降に4回目接種の対象となる方への接種券の発送は、現在、調整中です。

また、オミクロン株対応のワクチン接種が秋以降に開始される予定であり、対象者や接種間隔などについての検討と準備を進めています。

今後のワクチン接種の予定や接種券の発送については、国の方針が決まり次第、「広報あきしま」や、市ホームページでお知らせします。

詳しくは、昭島市新型コロナウイルスコールセンター▶

現時点では、ワクチン接種の実施期間は9月30日までとされています。これに伴い、市の集団接種会場での接種についても9月30日です。9月30日以後は、4回目接種を希望する方は、早めに予約をしてください。

市の個別接種実施病院での1~4回目接種については、各病院、または、昭島市新型コロナウイルスコールセンターへお問い合わせください。

詳しくは、昭島市新型コロナウイルスコールセンター▶

0120-201-432(毎日/午前9時~午後5時)へ。



厚生労働省ホームページはこちら▶

ワクチン接種後の副反応

接種部位の痛み、倦怠感、頭痛、発熱などの症状が現れる可

感染が拡大しています

オミクロン株BA.5は、感染力が強く、潜伏期間が短いため、感染が急拡大しています。発熱などの症状がある方は医療

生活困窮者自立支援金の申請期間を延長

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮している世帯を対象に、求職活動を行うことなどを要件として、支援金を支給しています。

この申請期間を、9月30日まで延長します。要件など詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

詳しくは、福祉総務係へ。



生活福祉資金制度の特例貸し付けの申請期間を延長

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで収入が減少した世帯を対象に、貸し付けを行っています。

この申請期間を、9月30日まで延長します。なお、既に貸し付けを受けている方の再申請はできません。

詳しくは、社会福祉協議会貸付専用ダイヤル▶

催しの中止

次の催しなどは、開催を中止します。

- 掲載がないものについては、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。
- あきしま環境緑花フェスティバル
- いきいき健康フェスティバル・福祉まつり
- 敬老大会(米寿(88歳)を祝う会のみ開催(対象となる方には既に案内を送付済み))
- 市民体育大会自治会ブロック別大会
- 青少年フェスティバル

詳しくは、健康課(あいぼっく内)▶

544-5126へ。



市ホームページはこちら▶

自宅療養をしている方へ災害時には命を守る行動を

土砂災害警戒区域や浸水想定区域にお住まいで、新型コロナウイルスに感染し自宅療養している方は、台風などで避難が必要になった場合、命を守ることを最優先に、ためらわず迅速に避難をしてください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

詳しくは、防災課へ。

住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金を支給

～申請は9月30日(必着)まで～

市ホームページはこちら▶



申請期限を過ぎると受け付けできませんのでご注意ください



昭島市公式キャラクター アイラン

対象となる世帯へ、1世帯につき10万円を支給しています。ただし、住民税均等割課税者に扶養されている方だけの世帯や、既に支給を受けた世帯は、対象となりません。また、①と②の両方に該当する場合、重複して申請はできません。

詳しくは、昭島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当▶

① 住民税均等割非課税世帯

対象と思われる世帯へ、申請書類を送付しました。申請方法など詳しくは、同封の案内をご覧ください。なお、令和3年度臨時特別給付金の受給の有無が確認できない世帯、及び、4年度の住民税均等割が非課税であるか確認できない世帯などにも申請書類を送付しています。このため、支給の対象とならない場合がありますので、申請書類に同封の案内を確認してください。

② 家計急変世帯

- ◇対象 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年間収入見込み額が、①と同様の水準となる世帯
- ◇申請 申請書を市役所福祉総務課へ
- ◇申請書・案内の配布 市役所福祉総務課、東部出張所、あいぼっく、教育・発達総合相談窓口(アキシマエンス校舎棟内)、くらし・しごとサポートセンターで(市ホームページからダウンロードも可)

機関で、症状はないが感染への不安がある方は都の無料検査などで、検査を受けてください。

◎自宅療養している方
自宅療養中は、外出できずせんと。次のすべてに該当するまでは、保健所や医師の指示に従って療養してください。

- *発症日の翌日から10日間経過している
- *解熱剤を服用しない状態で、72時間以上、熱が下がっていない
- *せきや喉の痛みなどの症状がある

回復している
◎濃厚接触者の方
不要不急の外出は控え、検温など健康状態の確認をして過ごしましよ。発症が疑われたら、かかりつけ医などに相談してください。

◎検査などについて
詳しくは、市ホームページに掲載しています(左の図のとおり)。
詳しくは、健康課(あいぼっく内)▶

▼市ホームページへの二次元コード

- ① 発熱などの症状があり相談したい
「感染が疑われるときの受診・相談について」のページへ
- ② 発熱などの症状があり検査したい
「東京都抗原定性検査キットの配布について」のページへ
- ③ 無症状だが検査したい
「無症状の都民のかたへのPCR等検査無料化について」のページへ
- ④ PCR検査を受けた
「PCR検査を受けたあとの過ごし方」のページへ
- ⑤ 自宅療養している
「新型コロナウイルス感染症による自宅療養しているかたへ」のページへ